



国保と後期高齢者医療 医療費・食事療養費の軽減措置

国民健康保険（国保）や後期高齢者医療の加入者に、医療費などの軽減措置があります。

☎ 国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253

● **認定証の申請手続き**
保険証、印鑑、マイナンバー（国保は世帯主と該当者、後期高齢は本人）の分かる物、身分証明書を用意して、市役所国民健康保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所に申請してください。
また、後期高齢者医療の加入者で、現在認定証の交付を受けていて、本年度も引き続き該当する人には、保険証と一緒に認定証を送付します。

● **認定証の更新は窓口で**
7月には認定証の更新時期。認定証が必要な人は、申請してください。なお、8月から70歳以上で区分が現役並み所得者と一般の人は自己負担限度額が変更となります（下表1のとおり）。
● **認定証の更新は窓口で**
病院などの窓口にて限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までになります（下表1のとおり）。国保に加入している70歳未満の人は、申請により限度額適用認定証が、70歳以上の人で住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事が減額されます（下表2のとおり）。

対象	1食あたり負担額	
一般（下記以外の人）	360円	
70歳未満で住民税非課税世帯の人。70歳以上は表1で低所得者Ⅱの人	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
70歳以上で表1の低所得者Ⅰの人	100円	

区分	月額		
70歳未満 ※1	所得901万円超	①25万2,600円（14万100円）	
	所得600万円超 901万円以下	②16万7,400円（9万3,000円）	
	一般	210万円超 600万円以下	③8万100円（4万4,400円）
		所得210万円以下	5万7,600円（4万4,400円）
住民税非課税世帯	3万5,400円（2万4,600円）		
70歳以上 ※2	現役並み所得者	外来	外来+入院
		5万7,600円	8万100円 （4万4,400円）
	一般	1万4,000円 ※3	5万7,600円 （4万4,400円）
		低所得者Ⅱ （世帯主と国保加入者（後期高齢は世帯全員）が住民税非課税の人）	2万4,600円
		低所得者Ⅰ （上記と同様の人で、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人）	8,000円 1万5,000円

※1 所得は、基礎控除後同一世帯の全被保険者の合計。総医療費が①は84万2,000円、②は55万8,000円、③は26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担
※2 総医療費が現役並み所得者は26万7,000円を超えた場合、限度額の1%を追加負担
※3 年間（8月～翌7月）の自己負担額の上限は14万4,000円
※4（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額

国保はみんなの支え合い。いざというとき役立ちます。
国民健康保険課 木暮 もも



国保税と後期高齢者医療保険料 7月中旬に通知書を郵送します

☎ 国保加入者は国民健康保険課
☎027-898-6250
後期高齢者医療保険加入者は同課
☎027-898-5655

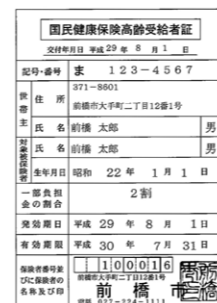
国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療保険の納入通知書を郵送します。

ストラや倒産などで失業し、その後社会保険などに加入していない65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を用意して申告してください。

国保税と後期高齢者医療の保険料は医療費などの支払いに充てるための大切な財源。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みです。期限を守って納めましょう。

有効期限は7月31日まで 新しい高齢受給者証や被保険者証を郵送します

☎ 国保の高齢受給者は国民健康保険課 ☎027-898-6249
後期高齢者医療については同課 ☎027-898-6253



国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(月)までです。引き続き対象になる人には、新しい証を7月中に郵送。期限切れの証は、市役所国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターに返却

するか、自分で破棄してください。

● 国保の高齢受給者

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。



● 後期高齢者医療の加入者

黄緑色の封筒で新しい被保険者証を郵送します。簡易書留を希望する人は、7月7日(金)までに連絡してください。なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

また、国保の高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証に記載の自己負担割合が3割で、条件に該当する人は、自己負担割合を見直し、基準収入額適用申請書を郵送します。